

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月29日（令和7年（行情）諮問第865号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第242号）

事件名：海曹士特修科情報課程における教務実施要領の最新改訂版等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書47」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月24日付け防官文第2970号及び令和3年12月7日付け同第20552号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

（略）

##### (2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和元年6月24日付け防官文第2970号により、文書47（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和3年12月7日付け同第20552号により、文書1ないし文書46及び文書47（かがみを除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月及び約3年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 令和8年6月11日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書の一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 別表の番号1について

標記の不開示部分には、自衛隊の情報業務の教育項目及びその教育実施要領について具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊における情報活動の内容及び任務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### (2) 別表の番号2について

標記の不開示部分には、本件対象文書の更新に係る担当者の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### (3) 別表の番号3について

標記の不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分であると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛官については、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

上記の諮問庁の説明に加え、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

「海曹士特修科情報課程」における教務実施要領（昭和42年海上自衛隊達第31号「海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達」第11条）のうち2007.5.8一送請68で特定された以降の最新改訂版、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られているその他の文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書1	海曹士特修科情報課程	教務実施要領1	概観
文書2	海曹士特修科情報課程	教務実施要領2	
文書3	海曹士特修科情報課程	教務実施要領3	防衛省・自衛隊の情報組織等
文書4	海曹士特修科情報課程	教務実施要領4	他省庁・他機関及び米軍の情報組織
文書5	海曹士特修科情報課程	教務実施要領5	情報の通則
文書6	海曹士特修科情報課程	教務実施要領6	作戦と情報の関係
文書7	海曹士特修科情報課程	教務実施要領7	秘密保全
文書8	海曹士特修科情報課程	教務実施要領8	情報保証
文書9	海曹士特修科情報課程	教務実施要領9	秘密保全実習
文書10	海曹士特修科情報課程	教務実施要領10	情報保証実習
文書11	海曹士特修科情報課程	教務実施要領11	情報の要求、情報資料の収集、情報資料の処理及び情報の配布
文書12	海曹士特修科情報課程	教務実施要領12	
文書13	海曹士特修科情報課程	教務実施要領13	
文書14	海曹士特修科情報課程	教務実施要領14	作戦要務の概要
文書15	海曹士特修科情報課程	教務実施要領15	収集計画の概要
文書16	海曹士特修科情報課程	教務実施要領16	災害派遣時における情報活動
文書17	海曹士特修科情報課程	教務実施要領17	
文書18	海曹士特修科情報課程	教務実施要領18	
文書19	海曹士特修科情報課程	教務実施要領19	
文書20	海曹士特修科情報課程	教務実施要領20	情報専門部隊等が行う情報業務
文書21	海曹士特修科情報課程	教務実施要領21	部隊等が行う情報等業務
文書22	海曹士特修科情報課程	教務実施要領22	
文書23	海曹士特修科情報課程	教務実施要領23	

文書 2 4	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 2 4	関係法規概説
文書 2 5	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 2 5	
文書 2 6	海曹士特修科情報課程 作法実習 1	教務実施要領 2 6	情報等システム操
文書 2 7	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 2 7	
文書 2 8	海曹士特修科情報課程 法	教務実施要領 2 8	ブリーフィング技
文書 2 9	海曹士特修科情報課程 習	教務実施要領 2 9	ブリーフィング実
文書 3 0	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 0	
文書 3 1	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 1	
文書 3 2	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 2	識別
文書 3 3	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 3	警備地誌概説
文書 3 4	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 4	地誌調査の実際
文書 3 5	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 5	
文書 3 6	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 6	映像実習
文書 3 7	海曹士特修科情報課程 作法実習 2	教務実施要領 3 7	情報等システム操
文書 3 8	海曹士特修科情報課程 訓練	教務実施要領 3 8	部隊における教育
文書 3 9	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 3 9	情報本部
文書 4 0	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 4 0	横須賀地方総監部
文書 4 1	海曹士特修科情報課程 第 4 航空群司令部	教務実施要領 4 1	航空集団司令部・
文書 4 2	海曹士特修科情報課程 面総監部	教務実施要領 4 2	陸上自衛隊東部方
文書 4 3	海曹士特修科情報課程 報隊	教務実施要領 4 3	航空自衛隊作戦情
文書 4 4	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 4 4	
文書 4 5	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 4 5	
文書 4 6	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 4 6	
文書 4 7	海曹士特修科情報課程	教務実施要領 4 7	映像技術

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	自衛隊の情報業務、情報活動等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報活動の内容及び任務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 2		
	文書 3		
	文書 4		
	文書 5	3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 6	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 7	3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 8		
	文書 9	3 ページの一部	
	文書 1 1	3 ページないし 9 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 3		
	文書 1 4		
	文書 1 5		
	文書 1 6	5 ページの一部	
	文書 1 7	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 8	1 ページ及び 3 ページないし 8 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 9	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 2 0	3 ページの一部	
	文書 2 1		
	文書 2 2	1 ページ及び 3 ページないし 5 ページのそれぞれ一部	
	文書 2 3		
	文書 2 4	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 2 5	1 ページ及び 3 ページな	

		いし 5 ページのそれぞれ一部	
	文書 2 6	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 2 7		
	文書 2 8		
	文書 2 9		
	文書 3 0	1 ページ及び 3 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 1		
	文書 3 2	1 ページ及び 3 ページないし 1 0 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 3	1 ページ及び 3 ページないし 6 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 4	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 5	1 ページ及び 3 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 6	3 ページの一部	
	文書 3 7	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 8	3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 3 9	1 ページ及び 3 ページのそれぞれ一部	
	文書 4 0		
	文書 4 1		
	文書 4 2		
	文書 4 3		
	文書 4 4		
	文書 4 5		
	文書 4 6		
	文書 4 7	4 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2	2 ページの氏名	情報隊員の氏名については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる個人が特定され、情報を得
	文書 3		
	文書 4		
	文書 5		

	文書 6		<p>ようとする者から直接その個人を狙った不当な働きかけが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>
	文書 7		
	文書 8		
	文書 9		
	文書 10		
	文書 16		
	文書 17		
	文書 18		
	文書 19		
	文書 20		
	文書 21		
	文書 22		
	文書 23		
	文書 24		
	文書 25		
	文書 27		
	文書 28		
	文書 29		
	文書 30		
	文書 31		
	文書 32		
	文書 33		
	文書 34		
	文書 35		
	文書 36		
	文書 37		
	文書 38		
	文書 39		
	文書 40		
	文書 41		
	文書 42		
	文書 43		
	文書 44		
	文書 45		
	文書 46		
3	文書 47	9 1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、

			特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
--	--	--	--

※当審査会事務局において整理した。

※文書47の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。